

紫波町広報紙印刷製本業務及び広報紙編集
等業務の仕様決定に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

令和3年11月

紫 波 町

第1 趣旨

町は、町民が必要とする情報を得られるよう、月2回発行の広報紙「紫波ネット」を中心に行政情報を発信しています。近年、住民一人ひとりのライフスタイルが多様化し、これに対応する町からのお知らせは多岐にわたり、情報量が増えています。また最近では、新型コロナ対策をはじめ素早い情報発信が求められる場面が増加しています。

現在、これらの多岐にわたる行政情報を適切に町民に発信し、受け取っていただくため、「町の情報発信に関するあり方」の総合的な検討を進めています。検討にあたっては、①人と地域をつなぐ、②町の「今」を、町全体で共有する、③地域で頑張っている人を応援する、ことを3つ柱として進めています。必要な情報を町民に適切かつタイムリーに伝えるために、既存の広報紙の発行回数を月1回に変更するとともに、インターネットなどの様々な媒体を活用した情報発信を充実させていきたいと考えています。また、行政区長による区長発送の負担軽減、広報紙発行費用削減の実現も目指しています。

このサウンディング型市場調査は、令和4年度6月以降の紫波町広報紙印刷製本業務及び広報紙編集等業務(以下「本業務」という。)について、民間事業者から様々な意見や提案を求めるものです。

第2 市場調査概要

2-1 事業名称

紫波町広報紙印刷製本業務及び広報紙編集等業務の仕様決定に向けたサウンディング型市場調査

2-2 事業目的

町が民間事業者と対話をすることで、広報紙の発行回数を削減しながらも、既存のやり方よりも効果的に町民に情報発信を可能とする広報紙の仕様作成や、条件整理につなげることを目的とするものです。また、民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い仕様書を作成することで、効果的な広報紙印刷製本業務及び広報紙編集等業務を実現しようとするものです。現時点での町が考える基本コンセプト及び実施方針は<別紙1 基本コンセプト及び実施方針>です。

なお、この調査により実際に業務を行う事業者を決定するものではありません。

第3 実施日時随時受付(事前予約制)

<別紙2> サウンディング型市場調査、及び以降のスケジュールにおけるサウンディング調査期間において、あらかじめ「3-1 提出書類の種類」に記載の書類を提出いただき、サウンディングの日程を調整します。

3-1 提出書類の種類

提出書類及び提出部数は、次のとおりです。

提出書類	提出部数
参加申込書	1部
誓約書	1部(グループの場合は構成員各1部)
サウンディングシート	1部(持参の場合は3部)

3-2 提出書類の受付

- (1) 参加者は、参加申込書等を紫波町企画課に提出してください。
- (2) 受付時間は、開庁日(平日)の午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出方法はメールまたは持参とします。

3-3 書類の提出先

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1 紫波町企画総務部企画課

TEL019-672-2111 内線 2312

E-mail: sougou@town.shiwa.iwate.jp

3-4 事前相談等の受付

事前相談等を希望する場合は、企画課にご連絡ください。

第4 参加資格条件等

4-1 参加資格要件

参加者は、提案内容を実行する意向を有する、民間事業者とします。

「民間事業者」とは、民間企業で事業を行おうとする者のことを言います。

4-2 参加者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、参加者及びその構成員になることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ)
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- (3) 紫波町暴力団排除条例(平成24年条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

- (4) 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

4-3 留意事項

- (1) 費用負担

サウンディング参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

- (2) 提出書類の取り扱い

提出いただいた書類は返却しません。

5 サウンディング(対話)の結果

5-1 サウンディング結果の公表

サウンディングの結果の概要を公表します。なお、提案内容を公表する場合は、参加者に協議のうえ行うこととします。

また、提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、町が必要とする場合には、提案の内容について、協議のうえ無償で使用させていただきます。

5-2 権利等の取り扱いについて

サウンディングの実施結果、仕様書策定に向けた協議が行われ、仕様書策定につながった場合に、仕様作成の過程のアイデアに知的財産が含まれる場合に、その権利の保護、また、その仕様に沿った事業の実施を進めるため、協議が整ったときはその事業者と随意契約を締結する場合があります。

ただし、民間事業者との各種協議が成立した場合においても、議会において予算等の議案が承認されない等の事由が生じた場合は、契約締結及び事業実施となりません。